

別府市告示第 146 号

別府市公共基準点等管理保全要綱を次のように定める。

平成 29 月 3 月 31 日

別府市長 長 野 恭 紘

別府市公共基準点等管理保全要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共基準点等の取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公共基準点等」とは、市が管理する次に掲げる測量標及び測量成果をいう。

(1) 街区基準点(国土調査法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる調査により国土地理院が設置し、市が移管を受けた街区三角点、街区三角節点、街区多角点及び街区多角節点をいう。以下同じ。)

(2) 地籍図根点(国土調査法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる調査により市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点をいう。)

(公共基準点等の使用承認)

第 3 条 公共基準点等を使用しようとする者は、あらかじめ別府市公共基準点等使用承認申請書(様式第 1 号) を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、別府市公共基準点等使用承認書(様式第 2 号) 及び当該承認に係る測量成果の複写を交付するものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、公共基準点等の使用後、別府市公共基準点等現況調査報告書(様式第 3 号) を市長に提出するものとする。

(公共基準点等の包括使用承認)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の承認のほか、公共基準点等(街区基準点に限る。以下この条において同じ。) の継続使用をしようとする者に対し、

公共基準点等の包括使用承認を行うことができる。

- 2 前項の包括使用承認を受けようとする者は、あらかじめ別府市公共基準点等包括使用承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 3 第1項の包括使用承認の期間は、承認の日から1年以内とする。
- 4 市長は、第1項の包括使用承認をしたときは、別府市公共基準点等包括使用承認書(様式第5号)及び当該包括使用承認に係る測量成果の複写(街区基準点に関するものに限る。)を交付するものとする。
- 5 第1項の包括使用承認を受けた者は、公共基準点等を使用したときは、使用した日の属する月の翌月10日までに、別府市公共基準点等包括使用報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(工事施工の届出等)

第5条 公共基準点等の付近等のため、その効用を害するおそれがある工事(以下「付近工事」という。)を施工しようとする者(以下「施工者」という。)は、あらかじめ工事施工届出書(様式第7号)に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図(掘削位置と公共基準点等との位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図その他市長の指示する測量資料
- (3) 現況写真(公共基準点等、公共基準点等周辺及び引照点等が確認できるもの)

2 付近工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 掘削底面端から45度の線内に公共基準点等の構造物が入る掘削工事
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点等に影響を及ぼす杭の打設及び杭の引き抜き等の工事のうち、公共基準点等からの距離が5メートル以下のもの
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、公共基準点等の効用を害するおそれがあると認められる工事

3 市長は、施工者から第1項に規定する届出があったときは、付近工事の施工方法等について、工事施工方法等についての指示書(様式第8号)を交付するものとする。

4 施工者は、第1項に規定する届出に係る付近工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第9号）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 工事完了写真（公共基準点等、公共基準点周辺及び引照点が確認できるもの）

(2) 公共基準点等の異常の有無が確認できる測量資料（着工前及び工事完了後が対比できる引照点図並びに市長の指示に基づく公共基準点等の保全に必要な点検測量の成果）

（復旧工事等）

第6条 施工者は、公共基準点等が付近工事の支障となるため、公共基準点等を一時撤去し、その後に復旧する工事又は公共基準点等を移転し、新たに設置する工事（以下「復旧工事等」という。）を行う必要があるときは、市長と事前協議を行った後、公共基準点等設置工事（一時撤去・移転）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければ、当該付近工事に着手してはならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、公共基準点等設置工事（一時撤去・移転）承認書（様式第11号）を交付するものとする。

3 施行者は、第1項の承認に係る復旧工事等が完了したときは、速やかに公共基準点等設置工事完了報告書（様式第12号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第7条 復旧工事等に要する費用（既設の公共基準点等の撤去に要する費用を含む。）及び復旧工事等に伴う測量作業に要する費用は、施工者の負担とする。

（公共基準点等の廃止）

第8条 次に掲げる場合は、公共基準点等は、廃止するものとする。

(1) 公共基準点等の復旧が困難なとき。

(2) 公共基準点等の移転により新たな公共基準点等が設置されたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、別途市長が定める

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(制定理由)

別府市が設置した地籍図根点、本市が管理する街区基準点の一般的な取扱いと管理保全について必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。

(様式第1号)

別府市公共基準点等使用承認申請書

(宛先)

別府市長

別府市公共基準点等管理保全要綱第3条第1項の規定により、次のとおり公共基準点の使用の承認を申請します。

年 月 日

申請者 住 所

名 称

氏 名

印

以下、直接記入又は該当する□欄にチェック印記入

使用目的又は当該測量の種別	<input type="checkbox"/> 不動産登記等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 公共測量等	
測 量 地 域	別府市	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 精 度	<input type="checkbox"/> 不動産登記法() <input type="checkbox"/> 公共測量作業規定 <input type="checkbox"/> その他()	
使 用 方 法	<input type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> GPS <input type="checkbox"/> GNSS <input type="checkbox"/> その他()	
使用する公共測量基準点の点名	(点名記入)	
完成図の縮尺及び名称	<input type="checkbox"/> 地籍測量図(1/) <input type="checkbox"/> その他()	
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (上記以外は記入)
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	測量業者の登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 未定 (上記以外は記入)
	所 在 地	
成 果 の 入 手 年 月 日	<input type="checkbox"/> この申請により入手する <input type="checkbox"/> 年 月 日入手済	
公 共 測 量 実 施 計 画 書 提 出 年 月 日	<input type="checkbox"/> 公共測量以外(提出不要) <input type="checkbox"/> 公共測量 年 月 日提出(予定)	
備 考		

記載要領 ① 使用方法欄は、測量(地図編集等を含む。)作業の方法を詳しく記載すること。

※申請者(法人の場合は代表者)の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(様式第2号)

別府市公共基準点等使用承認書

第 号
年 月 日

様

別府市長

年 月 日 付で申請のあった標記の件について、別府市公共基準点等管理保全要綱第3条第2項に基づき下記のとおり承認します。

使用目的又は当該測量の種別	<input type="checkbox"/> 不動産登記等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 公共測量等	
測 量 地 域	別府市	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 精 度	<input type="checkbox"/> 不動産登記法() <input type="checkbox"/> 公共測量作業規定 <input type="checkbox"/> その他()	
使 用 方 法	<input type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> GPS <input type="checkbox"/> GNSS <input type="checkbox"/> その他()	
使用する公共測量基準点の点名	(点名記入)	
完成図の縮尺及び名称	<input type="checkbox"/> 地籍測量図(1/) <input type="checkbox"/> その他()	
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (上記以外は記入)
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	測量業者の登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 未定 (上記以外は記入)
	所 在 地	

使用条件

- 1 使用に際しては、公共基準点等使用承認条件書(別記第1号)を遵守すること。
- 2 使用後は、別府市公共基準点等管理保全要綱第3条第4項の規定に基づき、公共基準点等現況調査報告書(様式第3号)を提出すること。

(別記第1号)

公共基準点使用承認条件書

- (1) 公共基準点等の使用にあたっては、立ち入る施設の管理者にあらかじめ測量作業者名、作業目的、内容、連絡先等を連絡し、立ち入りの承諾等を得ること。
- (2) 施設等への立入りは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、敷地等の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- (3) 公共基準点等の使用時にはこの使用条件書を常時携行すること。
- (4) 使用にあたっては、公共基準点等の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚損しないこと。
- (5) 公共基準点等の本体、及び周囲の施設等に損害を与えた場合は、使用承諾を受けた者の費用で復旧等を行うこと。
- (6) 公共基準点の利用に関して、第三者に損害を与えた場合には、使用承認を受けた者において解決すること。
- (7) 公共基準点等の使用にあたっては、あらかじめ点検等を行い、公共基準点等の設置状況等に異常がないことを確認してから使用すること。
- (8) 公共基準点等の異常等があることが判明したときは、当該公共基準点等の使用を中止し、測量の計画を再度行うこと。また、別府市公共基準点等現況調査報告書(様式第3号)を別府市長(建設部都市政策課)あて提出すること。
- (9) 公共基準点等の使用目的により適用される測量法、不動産登記法及び国土調査法等に規定する必要な測量精度を確保すること。
- (10) 使用する公共基準点標及びその周辺で工事等により公共基準点等の保全に影響があることを知った場合には、速やかに別府市長(建設部都市政策課)に連絡すること。

裏面

記載内容

基準点区分(略号及び内容)

街 三 : 街区三角点本点(公共測量2級相当点) 標準構造:直径7.5cm真鍮製金属標
 街 多 : 街区多角点本点(公共測量3級相当点) 標準構造:直径5.0cm真鍮製金属標
 街 三 節 : 街区三角点節点(公共測量3級相当点) 標準構造:直径4~5cmアルミ製測量鈺
 街 多 節 : 街区多角点節点(公共測量4級相当点) 標準構造:直径4~5cmアルミ製測量鈺

地 三 : 地籍図根三角点
 地 多 : 地籍図根多角点
 地 細 : 地籍細部図根点

別 () : 別府市公共測量基準点、()は等級を記入のこと
 他 () : 上記以外の公共基準点、()は等級を記入のこと

所在地(路線名、施設名)

上段は町名等を記入:(例)〇〇〇丁目1〇番1〇号地先

下段は路線名、施設名を記入:(例)市道〇〇〇〇号線、〇〇児童遊園地など

現状区分

正 常 : 基準点の設置に異常のないもの

異 常 : 下記のいずれかに該当するもの

亡 失 : 基準点標識が無くなっているもの

不 明 : 基準点が発見できないもの

移 動 : 基準点が移動しているもの

毀 損 : 位置等は正常であるが金属標が毀損又は磨耗しているもの

(記載例)

(様式第3号)

別府市公共基準点等現況調査報告書

(宛先)

別府市長

別府市公共基準点等管理保全要綱第3条第3項の規定に基づき次のとおり報告します。

調査年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

調査者 別府 太郎

印

基準点区分	名 称	所 在 地 (路線名、施設名等)	現況区分	備 考
三	2000A	〇〇一丁目〇番〇号地先 (市道中〇〇〇〇号線、車道)	正常	
多	10A20	〇〇一丁目〇番〇号地先 (市道中〇〇〇〇号線、歩道)	毀損	金属標磨耗にて判読困難
別	NO.1-23	〇〇一丁目〇番〇号 〇〇児童遊園地内	要移転	近接で工事予定有り
多節	2A003	〇〇一丁目〇番〇号地先 (市道中〇〇〇〇号線、歩道)	正常	

(様式第4号)

別府市公共基準点等包括使用承認申請書

(宛先)

別府市長

別府市公共基準点等管理保全要綱第4条第2項の規定により、次のとおり公共測量基準点の包括使用の承認を申請します。

年 月 日

申請者 住 所

名 称

氏 名

印

以下、直接記入又は該当する欄にチェック印記入

使用目的又は当該測量の種別	<input type="checkbox"/> 不動産登記等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 公共測量等	
測 量 地 域	別府市	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 精 度	<input type="checkbox"/> 不動産登記法() <input type="checkbox"/> 公共測量作業規程 <input type="checkbox"/> その他()	
使 用 方 法	<input type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> GPS <input type="checkbox"/> GNSS <input type="checkbox"/> その他()	
使用する街区基準点名	(点名記入)	
完成図の縮尺及び名称	<input type="checkbox"/> 地籍測量図(1/) <input type="checkbox"/> その他()	
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (上記以外は記入)
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	測量業者の登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 未定 (上記以外は記入)
	所 在 地	
備 考		

(様式第5号)

第 号
年 月 日

別府市公共基準点等包括使用承認書

年 月 日 付けで申請のあった標記の件について、別府市公共基準点等管理保全要綱第4条第4項に基づき下記の条件を付して承認します。

様

別府市長

記

- 1 公共基準点等使用承認条件書(別記第1号)及び街区基準点包括使用承認条件書(別記第2号)を遵守すること。
- 2 包括承認期間 年 月 日 から 年 月 日 までとする。

(別記第2号)

街区基準点等包括使用承認条件書

- (1) 街区基準点の使用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 街区基準点の使用は、承認した業務内容に限るものとする。
- (3) 包括承認のため提供した資料(複製品を含む。)を第三者に譲渡しないこと。また、データが流出しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 包括使用承認を受けた者は、毎月ごとの使用実績を別府市公共基準点等包括使用報告書(様式第6号により翌月の10日までに別府市長(街区基準点所管課)あて提出すること。
- (5) 包括使用承認を受けた者は、別府市長に対して、街区基準点の保全に関して情報提供等の協力を行うものとする。
- (6) 包括使用承認の条件に違反した場合は、期間を定めて包括使用承認を停止する。
- (7) 包括使用承認を受けた者は、包括使用承認データ等を適切に管理するとともに、外部へのデータの公表等は一切行わないものとする。
- (8) 包括使用承認を受けた者は、別府市公共基準点等管理保全要綱第3条に規定する使用承認申請を省略することができるものとする。

(様式第7号)

工 事 施 工 届 出 書

年 月 日

(宛先)

別府市長

住 所

氏 名

印

電話番号

別府市公共基準点等の付近における工事施工について、別府市公共基準点等管理保全要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

工 事 名		
工 事 場 所	別府市	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
工 事 概 要		
設置 工事 内容	保 全	
	一 時 撤 去	
	移 設	
工 事 管 理 者		
測 量 者		
添 付 図 書		
備 考		

(様式第8号)

工事施工方法等についての指示書

年 月 日

様

別府市長

年 月 日 付で届け出のあった工事について、下記のとおり指示する。

記

指示事項

(様式第9号)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(宛先)
別府市長

住 所
届出者 氏 名 印
電話番号

年 月 日 付け届出の工事が完了したので、別府市公共基準点等管理保全要綱
第5条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

工 事 名		
工 事 場 所	別府市	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
測 量 者		
公共測量基準点名称		
検 査 欄	検 査 年 月 日	年 月 日
	検 査 員	
	結 果	

(様式第10号)

公共基準点等設置工事(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

(宛先)

別府市長

申請者 住 所

氏 名

印

別府市公共基準点等管理保全要綱第6条第1項の規定により、工事などにより支障となる公共測量基準点の設置工事について、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工 事 名		
工 事 場 所	別府市	
一時撤去・移転する 公共測量基準点名		
移転する場合の 移 転 候 補 地		
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
復 旧 方 法		
添 付 図 書		
備 考		

(様式第11号)

公共基準点等設置工事(一時撤去・移転)承認書

第 号
年 月 日

様

別府市長

年 月 日 付で申請のあった公共基準点等の設置工事(一時撤去・移転)別府市公共基準点等管理保全要綱第6条第1項の規定により、工事等により支障となる公共測量基準点の設置工事について、次のとおり承認します。

承認事項	
移転先	
工事場所	別府市
一時撤去・移転する公共測量基準点名	
完了期限	年 月 日

承認条件

- 公共基準点等を復旧する場合は、「街区基準点復元マニュアル」(国土交通省 国土地理院 平成18年12月18日)の例によること。これにより難しい場合は、別府市都市政策課と協議すること。
- 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点等設置完了報告書(様式第12号)を提出し、別府市の検査を受けること。
- 検査に合格したときは、速やかに別府市へ引き渡しを行うこと。
- 公共基準点等設置工事の協議内容に変更が生じた場合は、速やかに別府市都市政策課に連絡すること。
- その他

(様式第12号)

公共基準点等設置工事完了報告書

年 月 日

(宛先)
別府市長

住 所
報告者 氏 名 印
担 当 者

年 月 日付け第 号で承認を受けた公共基準点等の設置工事が完了しましたので、別府市公共基準点等管理保全要綱第6条第2項の規定に基づき次のとおり報告します。

工 事 名		
工 事 場 所	別府市	
設置工事完了日	年 月 日	
設置公共測量基準点名		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
添 付 図 面 等		
検 査 欄	年 月 日	
	検 査 員	
	検 査 結 果	